



営業者の責務について



安全な食品の供給を実現するためには

食品の生産から販売に至るまでの各段階において、食品の供給に携わる者が、自覚と責任感をもって、安全な食品を供給するよう努めること。





食品等事業者

- ① 食品又は添加物の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、
運搬、販売する者
- ② 器具又は容器包装の製造、輸入又は販売する者
- ③ 学校、病院その他の施設において、継続的に不特定若しくは
多数の者に食品を供与する者



Copyright © Fujisawa City Office, All rights Reserved.



食品等事業者の責務① (食品衛生法第3条関連)

- 安全性の確保に係る知識及び技術の習得
- 原材料の安全性の確保
- 自主検査の実施
- その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない



Copyright © Fujisawa City Office, All rights Reserved.



食品等事業者の責務② (食品衛生法第3条関連)

原材料等の販売を行った者の名称その他必要な情報について
記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

例) 仕入(納品)伝票など



- 食中毒等が疑われる事件が発生した場合の追跡調査の迅速化
- 回収指示等の迅速化による被害拡大の未然防止



食品等事業者の責務③ (食品衛生法第3条関連)



- 行政への記録の提供
- 危害の原因となった食品等の廃棄
- その他必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。





食品衛生法令において 営業とされる行為

- ① 食品又は添加物
採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売
- ② 器具又は容器包装
製造、輸入、販売

※非営利の場合も営業に含まれることがあります。
※農業及び水産業における食品の採取業は営業に含まれません。



営業者の遵守事項（食品衛生法第51条関係）

- ① 一般的な衛生管理に関すること
- ② 重要な工程を管理するための取組に関すること
(HACCPに沿った衛生管理)

詳細は、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の講義でご確認ください。



一般的な衛生管理に関すること (具体的な基準)



- | | |
|--------------|--------|
| ①食品衛生責任者等の選任 | ⑧検食の実施 |
| ②施設の衛生管理 | ⑨情報の提供 |
| ③設備等の衛生管理 | ⑩回収・廃棄 |
| ④使用水等の管理 | ⑪運搬 |
| ⑤ねずみ及び昆虫対策 | ⑫販売 |
| ⑥廃棄物及び排水の取扱い | ⑬教育訓練 |
| ⑦食品等取扱者の衛生管理 | ⑭その他 |



(仕入元等の記録・保存、自主検査の記録・保存)

詳細は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の項目でご確認ください。



Copyright © Fujisawa City Office, All rights Reserved.

9

①食品衛生責任者の選任



営業者は、食品衛生責任者を定めること。

- 食品衛生監視員、食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- 調理師、製菓衛生師、栄養士等一定の知識を有する者
- 養成講習会を受講した者

いずれかに該当する者とする。



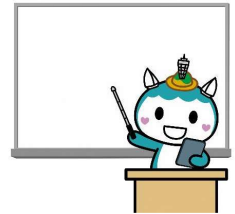
Copyright © Fujisawa City Office, All rights Reserved.

10



食品衛生責任者の遵守事項

- 都道府県知事等の講習会を定期的に受講し、新たな知見の習得に努めること。



- 営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。



営業者と食品衛生責任者の関係について



- ◆ 食品衛生責任者は、営業者の定めた公衆衛生上必要な措置の遵守のために、必要な注意を行うとともに、**営業者に対し、必要な意見を述べる**よう努めること。
- ◆ 営業者は、**食品衛生責任者の意見を尊重**すること。





営業者の遵守事項（食品衛生法第58条関係）

（食品等のリコール情報の報告）

営業者が、**食品衛生法違反又はそのおそれがある食品等を回収する**ときは、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に**届け出なければならない。**



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ

Google カスタム検索

苦情、自主回収

検索

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 自主回収報告制度（リコール）に関する情報

健康・医療

自主回収報告制度（リコール）に関する情報

- 重要なお知らせ
- 施策紹介
- 回収情報
- 食品衛生等申請システム
- 関連情報
- その他

重要なお知らせ

令和3年6月1日から、食品等の自主回収を行った場合の届出が義務化されました！

自主回収報告制度の創設について

詳細は、「オンラインによる手続き」の項目でご確認ください。



事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務づけました。

公開回収事案検索

公開されている食品リコール情報を検索します。絞り込み条件を指定して「検索」ボタンをクリックしてください。

検索条件

届出年月日	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
公開年月日	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
整理番号	<input type="text"/>	商品等の一般名称	<input type="text"/>
商品名	<input type="text"/>	食品等の特定情報	<input type="text"/>
回収の理由	<input type="checkbox"/> 食品衛生法違反 <input type="checkbox"/> 食品衛生法違反のおそれ <input type="checkbox"/> その他（食品衛生法） <input type="checkbox"/> 食品表示法違反 <input type="checkbox"/> 食品表示法違反のおそれ <input type="checkbox"/> その他（食品表示法）		
食品衛生法第20条に該当	<input type="checkbox"/>		
回収着手点における販売状況	<input type="text"/>	回収に着手した年月日	<input type="text"/>
回収方法	<input type="text"/>	回収状況	<input type="text"/>
健康被害の発生状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
健康への危険性の程度	<input type="checkbox"/> CLASS I <input type="checkbox"/> CLASS II <input type="checkbox"/> CLASS III		
管轄都道府県名	<input type="text" value="未選択"/>	管轄保健所名	<input type="text" value="未選択"/>
<input checked="" type="radio"/> 届出者 <input type="radio"/> 回収担当 <input type="radio"/> 委託等を受けた者 <input type="radio"/> 製造所又は加工所			
届出者名	<input type="text"/>		

検索

CSV出力

Excel出力

クリア

戻る

